

○犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要綱の制定について

平成24年3月16日
例規第4号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

次のとおり犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要綱を制定したので、誤りのないよう
にされたい。

犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、被害者支援の適正かつ効果的な推進を図るため、犯罪被害者等給付金の支給等による
犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に基づき、都道府県公
安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定した犯罪被害者等早期援助団体に提供する被害者情報
の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 早期援助団体

法第23条第1項の規定により、公安委員会の指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体をいう。

(2) 被害者等

法第2条第3項に規定する犯罪被害者又はその家族・遺族をいう。

(3) 犯罪被害等

法第2条第2項に規定する犯罪被害及び被害者等が受けた心身の被害をいう。

(4) 被害者情報

早期援助団体に提供する被害者等の氏名、住所及び連絡先並びに被害者等が受けた犯罪被害等の
概要等に関する情報をいう。

(5) 情報管理責任者等

早期援助団体が定める情報管理規程に規定する情報管理責任者、副責任者及び担当者をいう。

第3 体制及び任務

1 被害者情報総括責任者

(1) 警察本部に被害者情報総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、警務部警務課長（以
下「警務課長」という。）をもって充てる。

(2) 総括責任者は、被害者情報の取扱いについて、当該情報の管理及び運用に関する事務を総括する
ものとする。

2 被害者情報総括副責任者

(1) 警察本部に被害者情報総括副責任者（以下「総括副責任者」という。）を置き、警務部警務課犯
罪被害者支援室長をもって充てる。

(2) 総括副責任者は、総括責任者の指揮を受け、被害者情報の管理及び早期援助団体との連絡に必要
な調整を行うものとする。

3 警察本部被害者情報連絡担当者

(1) 警察本部に警察本部被害者情報連絡担当者（以下「本部情報担当者」という。）を置き、警務部
警務課犯罪被害者支援室課長補佐をもって充てる。

(2) 本部情報担当者は、総括副責任者の指揮を受け、4に定める所属被害者情報連絡担当者、早期援
助団体の情報管理責任者等及び他の都道府県警察本部（警視庁及び道府県警察本部をいう。以下同

じ。) 犯罪被害者支援担当部門の担当者と連携し、被害者情報の提供受理及び相互の連絡等を適正かつ迅速に行うことができるよう、総合的な調整を行うものとする。

4 所属被害者情報連絡担当者

- (1) 警察本部交通部高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署に所属被害者情報連絡担当者（以下「所属情報担当者」という。）を置き、高速道路交通警察隊にあっては、高速道路交通警察隊副隊長を、警察署にあっては、総務課長をもって充てる。
- (2) 所属情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供するときは、高速道路交通警察隊長又は警察署長の指揮を受け、本部情報担当者と密接に連携し、連絡、報告等を適正かつ迅速に行うものとする。

第4 被害者情報提供に係る早期援助団体からの要請

警察本部長は、長野県内で活動する早期援助団体が、被害者情報の提供を受けようとするときは、当該早期援助団体に対し、あらかじめ被害者情報提供要請書（様式第1号）を提出させるものとする。

第5 被害者情報提供の要件等

1 情報提供の要件

警務課長、高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、犯罪被害等が発生し、被害者等の被害状況、心身の状態等から早期援助団体による支援が必要と認めるときは、法第23条第4項の規定により、被害者等の同意を得て、早期援助団体に対し、援助に必要な被害者情報を提供することができる。

2 被害者情報の内容

提供する被害者情報の内容は、早期援助団体と被害者等との連絡を容易にして、各種支援活動が円滑に行われるため必要とされる、次に掲げる事項とする。

- (1) 被害者等の氏名、住所、性別、生年月日及び連絡先
- (2) 犯罪被害等の概要（犯罪の発生日時、発生場所、被害程度、内容等）

3 被害者等の同意

(1) 事前説明

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供しようとするときは、被害者等の同意を得る前に、被害者等に対して、次に掲げる事項を説明するものとする。ただし、被害者等が未成年者又は心身の状況から適切な判断が下せない状態にある者（以下「未成年者等」という。）である場合は、法定代理人である親権者又はこれに代わる者（以下「法定代理人等」という。）に対して説明しなければならない。

ア 当該早期援助団体が行う支援業務の具体的内容

イ 当該早期援助団体は、法に基づき公安委員会の指定を受けた法人であること並びに役員及び職員には、法に規定された守秘義務が課せられていること。

ウ 早期援助団体に被害者情報を提供する根拠及び理由

(2) 被害者情報提供に関する同意の確保

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供するときは、次に掲げる方法により被害者等又は法定代理人等の同意を得るものとする。

ア 被害者等から情報提供同意書（様式第2号）の提出を求める。

イ 被害者等が未成年者等の場合は、その法定代理人等から情報提供同意書の提出を求める。

ウ 被害者等が負傷等で情報提供同意書の提出を求めることが困難な場合は、口頭等により被害者等からの同意を得た後、その経緯を情報提供同意確認報告書（様式第3号）により明らかにしておく。

エ 同一の被害者等に関する被害者情報を、早期援助団体に追加して提供するときは、その都度、アからウまでのいずれかの方法により当該被害者等又は法定代理人等による同意を得るものとする。

4 情報提供の具体的要領

- (1) 被害者情報提供票等の作成

警察署長等は、早期援助団体に被害者情報を提供するときは、本部情報担当者又は所属情報担当者に被害者情報提供票（様式第4号）を作成させ、被害者情報提供管理簿（様式第5号）に登載した上、被害者等の同意を確認した書類等とともにこれを編冊して保管するものとする。

(2) 情報提供の方法

ア 所属情報担当者は、本部情報担当者に被害者情報提供票の写しを送付するものとする。

イ 本部情報担当者は、所属情報担当者から被害者情報提供票の写しを受理したとき又は自ら被害者情報提供票を作成したときは、総括副責任者を經由して総括責任者に報告の上、早期援助団体の情報管理責任者等に対し、当該被害者情報提供票の写しを送付するものとする。この場合において、県外の早期援助団体に情報提供をする場合は、当該都道府県の区域を管轄する都道府県警察本部の犯罪被害者支援担当部門担当者と連絡を取り、情報提供の方法等について調整を図るものとする。

ウ 本部情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供したときは、被害者情報管理簿（様式第6号）を作成し、その経緯を明らかにするとともに、提供した被害者情報提供票の写し等を編冊して保管するものとする。

(3) 被害者等が要望する援助内容の教示

本部情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供するに際し、被害者等が要望する援助の内容をあらかじめ把握しているときは、その要望内容を当該早期援助団体に教示するものとする。

第6 早期援助団体における支援状況の把握

本部情報担当者は、早期援助団体に被害者情報を提供したときは、当該早期援助団体が被害者等に対して行った支援状況の把握に努め、支援状況を把握した都度、被害者情報処理経過票（様式第7号）を作成し、総括責任者に報告するとともに、事件を担当する高速道路交通警察隊、警察署の所属情報担当者又は他の都道府県警察本部犯罪被害者支援担当部門の担当者に被害者情報処理経過票の写しを送付して情報を共有し、被害者等に対する支援に必要な協力又は援助に努めるものとする。

第7 報告等

警察署長等は、次に掲げる事項に該当するときは、速やかに、犯罪被害者等早期援助団体支援活動報告書（様式第8号）を作成し、総括責任者を經由して警察本部長に報告するものとする。この場合において、当該報告に係る処理の経過その他補足する事項があるときは、被害者情報処理経過票により、報告するものとする。

- (1) 被害者等から早期援助団体による支援の要請を受け付けたとき又は当該要請に基づく早期援助団体による被害者支援活動が終了したとき。
- (2) 早期援助団体の支援に対する被害者等からの苦情等を把握したとき。
- (3) 早期援助団体における情報の不正な取扱いを把握したとき。
- (4) その他、早期援助団体が行う被害者支援活動に関し、特異事項を把握したとき。

第8 文書の保管

情報提供同意書、情報提供同意確認報告書、被害者情報提供票（写しを含む。）、被害者情報管理簿、被害者情報処理経過票及び犯罪被害者等早期援助団体支援活動報告書は、当該被害者等に対する早期援助団体の支援が終了した日から5年経過するまでの間保存するものとする。

第9 補則

この要綱の実施に関し必要な事項は、必要な都度別に定める。